

# 消費税の支払いパターン（協力業者向け）

2019/4/1購買管理室作成

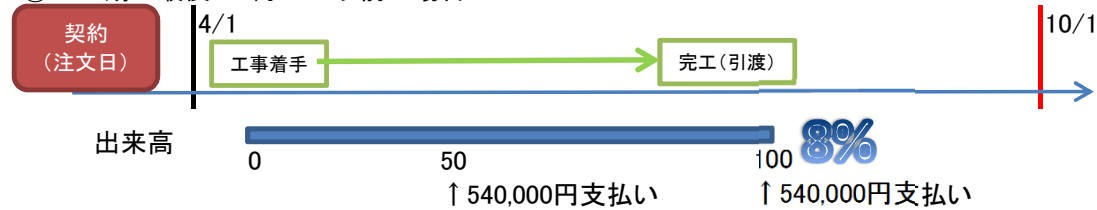
工事金額1,000,000円の場合

※完工(引渡)とは、該当下請負工事の完工(引渡)

## 1. 3月31日までに契約

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 80,000円(消費税) = 1,080,000円

### 1-① 工期の最後が9月30日以前の場合

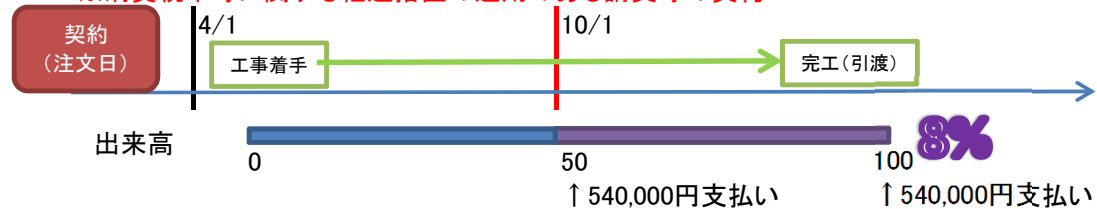


トータル支払い 1,000,000円 + 80,000円 = 1,080,000円

### 1-② 工期の最後が10月1日以降の場合(請負に係る契約の場合)

※請負に係る契約とは?

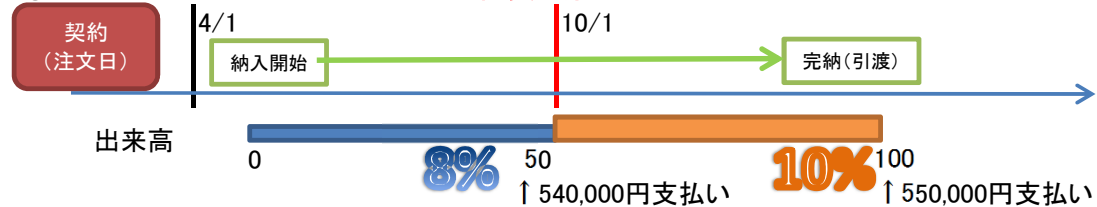
※消費税率等に関する経過措置の適用のある請負等の契約



※10/1以降の請求書には、経過措置に該当する旨の記載が必要

トータル支払い 1,000,000円 + 80,000円 = 1,080,000円

### 1-③ 工期の最後が10月1日以降の場合(請負に係らない契約の場合)



⇒9/30までの出来高は、消費税8%の支払い。10/1以降の出来高は、消費税10%の支払いとなる。

注文書の金額は、1,080,000円となっているが、トータルで1,090,000円の支払いとなる。

トータル支払い 1,000,000円 + 90,000円 = 1,090,000円

## 2. 4月1日以降 9月30日までに契約で、工期の最後(予定)が9月30日以前の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 80,000円(消費税) = 1,080,000円

### 2-① 請負に係る契約の場合、請負に係る・係らない場合 共通



トータル支払い 1,000,000円 + 80,000円 = 1,080,000円

※工期の最後が何らかの理由で10月1日以降となった場合は、注文書の記載が

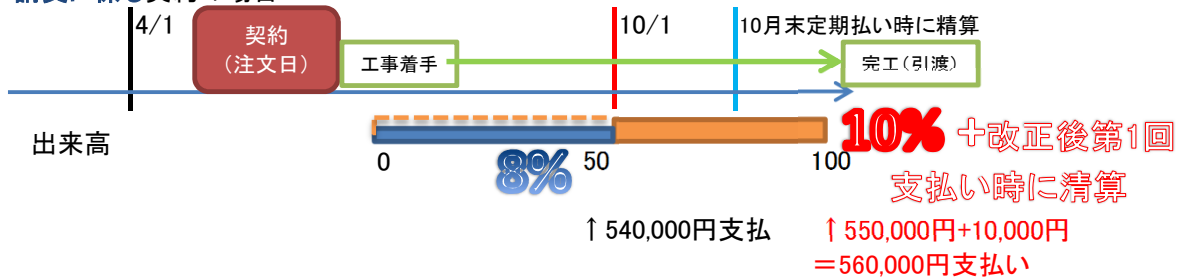
1,080,000円であっても、「3-①」または「3-②」の支払いとなります。

但し、遅延した理由により、協力業者と協議となる。

### 3. 4月1日以降 9月30日までに契約で、工期の最後(予定)が10月1日以降の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 80,000円(消費税) = 1,080,000円

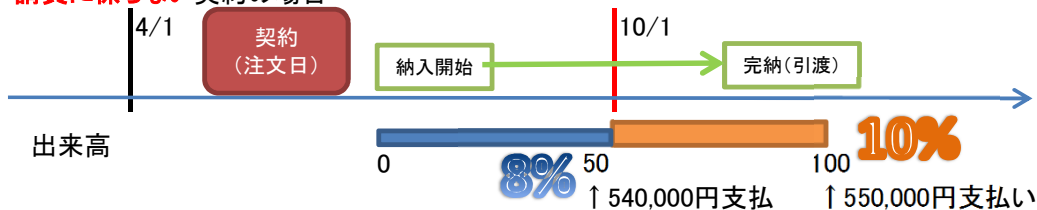
#### 3-① 請負に係る契約の場合



⇒9/30までの出来高は、消費税8%の支払い。10/1以降の出来高は、消費税10%の支払いとし、改正後第1回目の支払い時に消費税の差額を同時に支払います。

トータル支払い 1,000,000円 + 100,000円 = 1,100,000円

#### 3-② 請負に係らない契約の場合



⇒9/30までの出来高は、消費税8%の支払い。10/1以降の出来高は、消費税10%の支払いとなる。注文書の金額は、1,080,000円となっているが、トータルで1,090,000円の支払いとなる。

トータル支払い 1,000,000円 + 90,000円 = 1,090,000円

### 4. 10月1日以降の契約の場合

注文書の金額 1,000,000円(工事金額) + 100,000円(消費税) = 1,100,000円

トータル支払い 1,000,000円 + 100,000円 = 1,100,000円

#### 【請負に係る契約】

- ① 工事の請負に係る契約（型枠工事、鉄筋加工、内装工事(クロス工事)など）  
一般的な建設業法上の請負工事です。  
当社でいう材工契約となる工種は、ほぼ全て該当します。
- ② 製造の請負に係る契約（造作材、バリューエッジカウンターなど）  
現場には材料の納入しかない場合でも、施工図を承認して製作を依頼するものはこれに該当します。  
いわゆるオーダーメイドするものが該当します。  
(ニホンフラッシュの建具等もこれに該当します。)
- ③ 広告の製作・企画に係る契約  
パンフレットやチラシなど、表示内容やデザインなどを企画や校正をし、完成物の納品を約する場合、  
請負等これらに類する契約に該当します。

※これらに類する契約の例

測量、地質調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の作成、ソフトウェアの開発

#### 【請負に係らない契約】

既製の材料・資材：鉄筋材料、規格品の木材や新建材、ドレイン、構造スリット等の購入  
リース料：リース(買取リースを除く)料、レンタル料